

# 重要事項説明書

## 1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会
事業所名称	山県市社協介護支援センター
主たる事業所の所在地	岐阜県山県市岩佐1177番地1
指定事業所番号	2170800235
連絡先	電話 0581-52-2800 FAX 0581-52-2928
代表者氏名	会長 丹羽 英之
担当責任者	(総括責任者) 飯尾高子 (管理者) 小川英子

## 2 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日・12月29日～1月3日は休み) ※電話等により24時間体制とする。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

## 3 利用料金

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料等の滞納により、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記にサービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護1・2 14,420円  
要介護3・4・5 17,530円

### その他の加算

初回加算 3,000円  
入院時情報連携加算Ⅰ 2,000円  
Ⅱ 1,000円  
退院・退所加算 3,000円  
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,000円  
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,000円  
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円

## 4 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域（下記）以外にあるときは、次の額をお支払いいただきます。

片道概ね5キロメートル未満の場合	無料
片道概ね5キロメートル超の場合	850円+ガソリン代相当

## 5 通常の事業実施地域

山県市全域  
関市（武芸川谷口地区、宇多院地区）

## 6 個人情報使用

事業者は、個人情報保護に関する方針に基づき、利用者の個人情報を習得、利用する場合は、予めその利用目的を明示し本人の同意を得ることとします。

## 7 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

## 8 苦情処理窓口

当事業者に対する苦情については、下記の相談窓口で受付し迅速に事実関係を調査した上で誠意をもって対処いたします。

苦情窓口（担当者〔職名〕事務局長 杉山 仁仕）

○山県市社会福祉協議会

住所 山県市岩佐1177-1

電話 0581-52-3010

FAX 0581-52-2941

受付時間 8:30～17:30（月～金）

その他の苦情機関

○山県市役所健康介護課

住所 山県市高木1000-1

電話 0581-22-6838

○国民健康保険団体連合会

住所 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

電話 058-275-9820

## 9 職員等の員数

常勤 7名（専任）1名（兼務）

居宅介護支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 介護支援専門員 小川 英子

説明者名 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援事業の提供開始に同意しました。

平成 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代筆者 )

(続柄 )